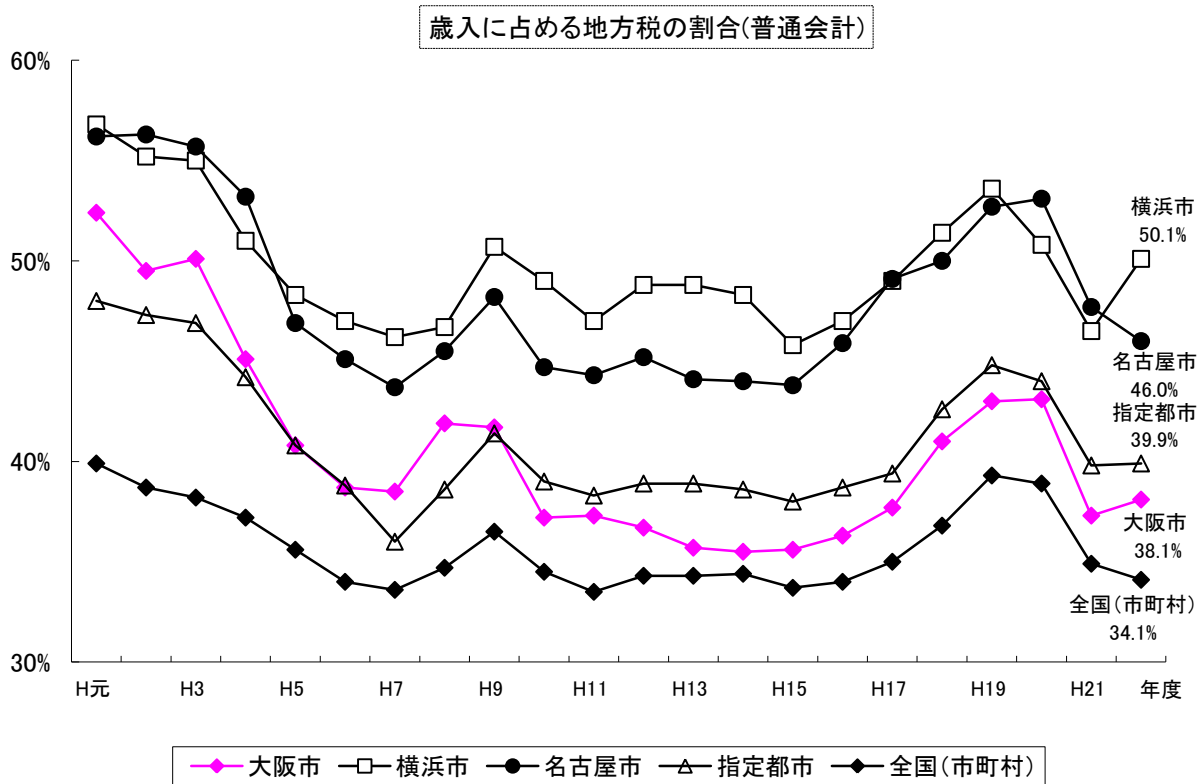


## (2) 現行税財政制度における現状と問題点

### ① 歳入に占める割合が低い大阪市税

- ▶ 住民に身近な行政について、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにする真の分権型社会の実現のためには、地方税の充実確保が必要です。
- ▶ しかし、全国的に見ても、歳入に占める地方税の割合は3割程度と、地方税中心の歳入構造とはなっていません。
- ▶ とりわけ大阪市は、現行の税制度による要因や、地価下落などを反映して固定資産税・都市計画税が減収してきたことなどにより、歳入に占める市税の割合が他の指定都市と比較しても低い状況にあります。



歳入に占める地方税の割合(普通会計) (%)

	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11
大阪市	52.4	49.5	50.1	45.1	40.8	38.7	38.5	41.9	41.7	37.2	37.3
横浜市	56.8	55.2	55.0	51.0	48.3	47.0	46.2	46.7	50.7	49.0	47.0
名古屋市	56.2	56.3	55.7	53.2	46.9	45.1	43.7	45.5	48.2	44.7	44.3
指定都市	48.0	47.3	46.9	44.2	40.8	38.8	36.0	38.6	41.4	39.0	38.3
全国(市町村)	39.9	38.7	38.2	37.2	35.6	34.0	33.6	34.7	36.5	34.5	33.5

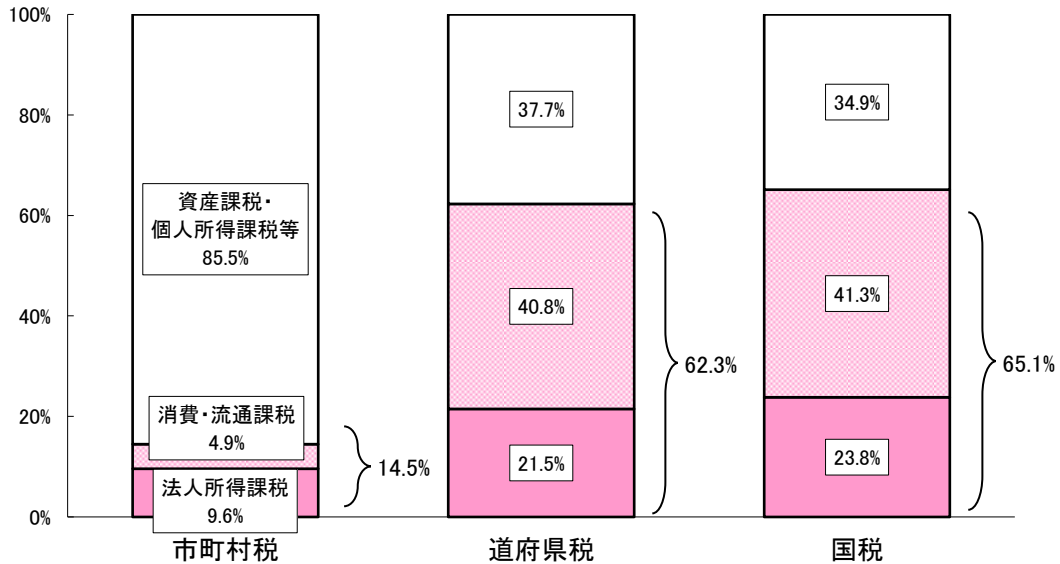
  

	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
大阪市	36.7	35.7	35.5	35.6	36.3	37.7	41.0	43.0	43.1	37.3	38.1
横浜市	48.8	48.8	48.3	45.8	47.0	49.0	51.4	53.6	50.8	46.5	50.1
名古屋市	45.2	44.1	44.0	43.8	45.9	49.1	50.0	52.7	53.1	47.7	46.0
指定都市	38.9	38.9	38.6	38.0	38.7	39.4	42.6	44.8	44.0	39.8	39.9
全国(市町村)	34.3	34.3	34.4	33.7	34.0	35.0	36.8	39.3	38.9	34.9	34.1

## ②都市的税目に乏しい市町村税

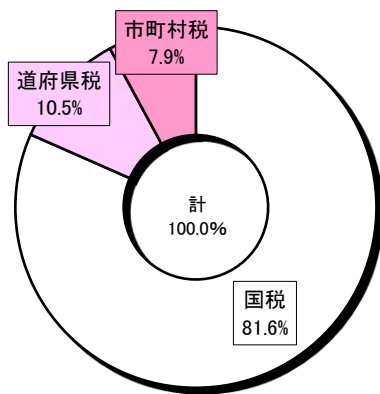
➤ 市町村税は、法人所得課税、消費・流通課税といった経済活動を反映する都市的税目に乏しいため、増大する都市的財政需要に市税収入が対応しきれない大きな要因となっています。

都市的税目の割合比較(平成22年度)

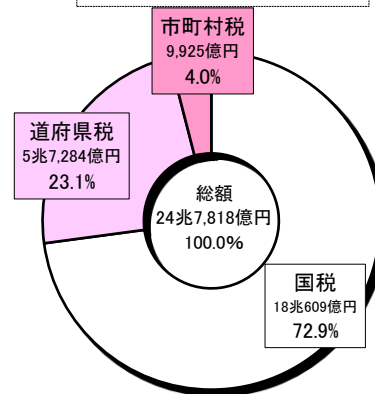


(\*)税目の区分は、OECD歳入統計の区分基準による

法人所得課税(実効税率)の配分状況



消費・流通課税の配分状況  
平成22年度



(\*)実効税率とは、①法人税・法人事業税・地方法人特別税と法人住民税で課税標準が異なること、②法人事業税・地方法人特別税が損金算入されること、を調整したうえで、国と地方を合わせた法人所得に対する統一的な税率水準を表したものである

(\*)資本金が1億円を超える法人を対象とした場合である

(\*)復興法人特別税を加味した数値である

(\*)地方法人特別譲与税による道府県への還元前の数値であり、還元後は、国税70.8%、道府県税21.3%、市町村税7.9%となる。

(\*)地方消費税交付金など、譲与税・交付金の配分後においても、市町村の配分割合は12.2%にすぎない

	法人所得課税	消費・流通課税
国税	法人税、地方法人特別税、復興法人特別税	消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、関税など
道府県税	事業税(法人分)、道府県民税(法人分)	地方消費税、たばこ税、自動車税、自動車取得税、軽油引取税など
市町村税	市町村民税(法人分)	軽自動車税、たばこ税、入湯税など

### ③大都市特例事務にかかる税制上の措置不足

- 大都市では、地方自治法に基づき府県に代わって行っている事務のほか、道路法に基づく国・府道管理事務なども行っています。
- しかし、これらに要する一般財源のうち、税制上の措置がなされているのは、大阪市では約2割にすぎません。
- したがって、大都市特例事務にかかる所要額について、税制上の措置がなされるよう、引き続き国等へ強く求めています。

#### 大都市の事務配分の特例

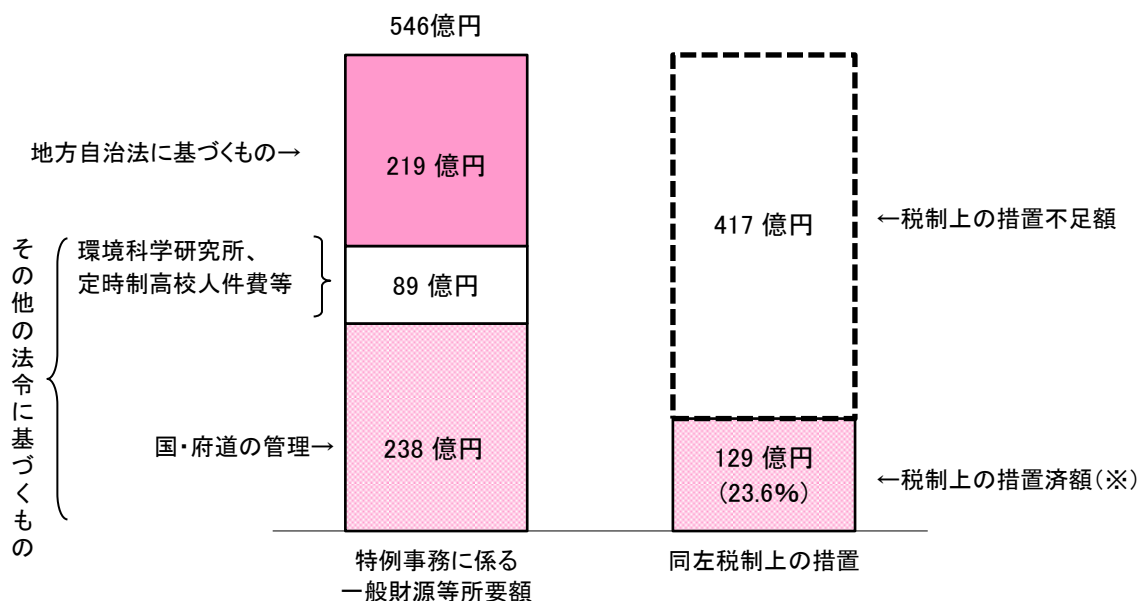
##### ◆地方自治法第252条の19の規定に基づくもの(17項目)

- |           |                |           |
|-----------|----------------|-----------|
| ・児童福祉     | ・母子家庭及び寡婦福祉    | ・結核予防     |
| ・民生委員     | ・老人福祉          | ・土地区画整理事業 |
| ・身体障害者福祉  | ・母子保健          | ・屋外広告物規制  |
| ・生活保護     | ・介護保険          |           |
| ・行旅病人・死亡人 | ・障害者自立支援       |           |
| ・社会福祉事業   | ・食品衛生          |           |
| ・知的障害者福祉  | ・精神保健及び精神障害者福祉 |           |

##### ◆その他の法令に基づくもの

- |                    |           |
|--------------------|-----------|
| ・国、府県道の管理          | ・定時制高校人件費 |
| ・衛生研究所             | ・土木出張所    |
| ・道府県費負担教職員の任免、研修 等 |           |

大都市の事務配分の特例に伴う税制上の措置不足額  
(平成24年度大阪市予算(当初+7月補正))



※ 別途、大都市の特例として発売できる宝くじの収益金(平成24年度大阪市予算163億円)を含めてもなお不足が生じている。

#### ④地方税財政改革の推進への取組

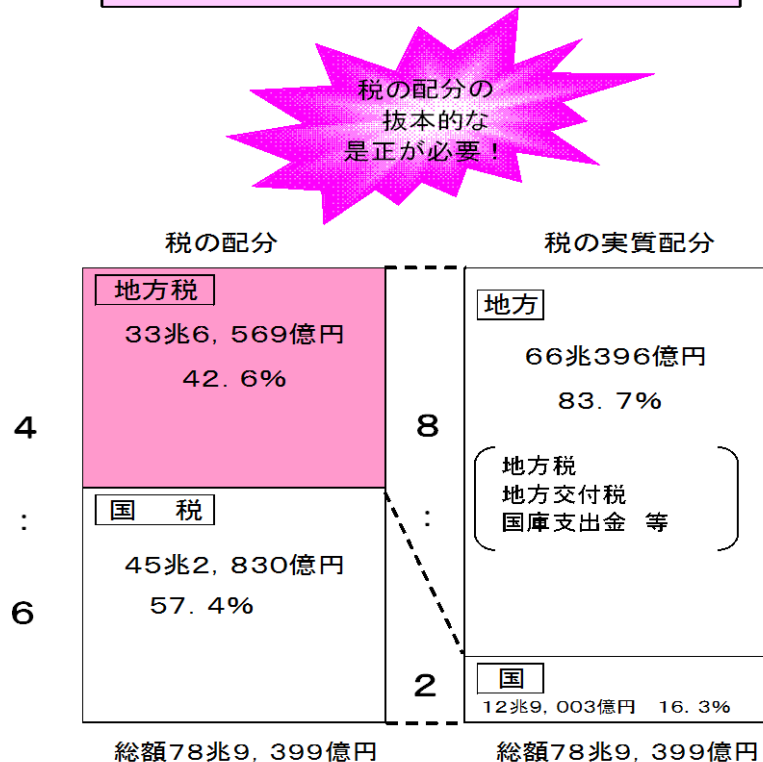
- 地方公共団体が自主的かつ総合的に行政を担うためには、国と地方の役割分担を抜本的に見直したうえで、その実態と新たな役割分担に応じた地方税財政制度を確立することが必要です。
- 特に都市部においては、屋間流入人口による財政需要や都市の成熟化に伴う更新需要が大きいにも関わらず、現行の市町村税財政制度は、その財政需要の実態に見合ったものになっていないため、都市的税目である法人所得課税・消費流通課税の市町村税への配分割合を高める必要があります。

#### ●税源移譲を基本とした地方税財政改革の推進

現状における国・地方間の「税の配分」は6:4である一方、地方交付税、国庫支出金等も含めた「税の実質配分」は2:8と大きく乖離しており、地方が担っている役割に見合った「税の配分」になっていません。

そのため、国と地方の役割分担を抜本的に見直したうえで、複数の基幹税からの税源移譲により、国と地方の「税の配分」を、その新たな役割分担に応じたものとするよう、他の地方公共団体と連携を図りながら、国等に引き続き強く求めていきます。

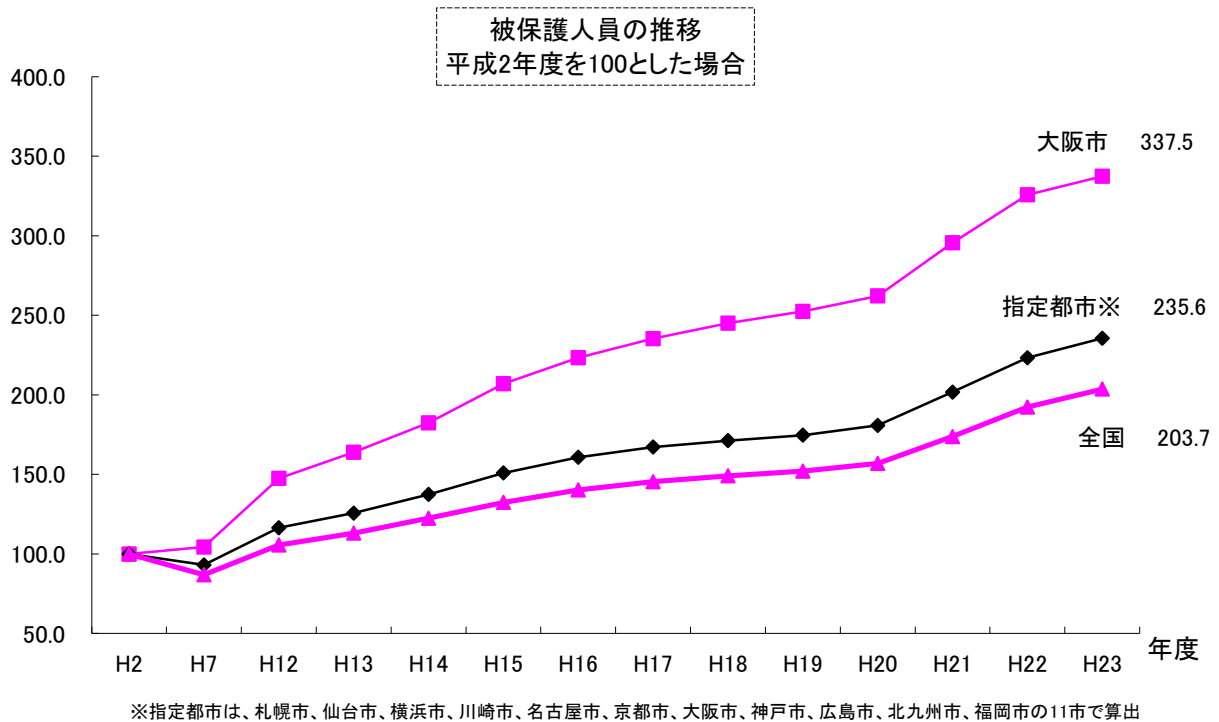
国・地方における租税の配分状況(平成24年度)



注 当初予算額、地方財政計画額による数値である。  
 税の実質配分とは、税の配分に国から地方への移転財源(地方交付税など)を考慮したものである。

⑤急増する生活保護（※大阪市の生活保護費についてはP. 24参照）

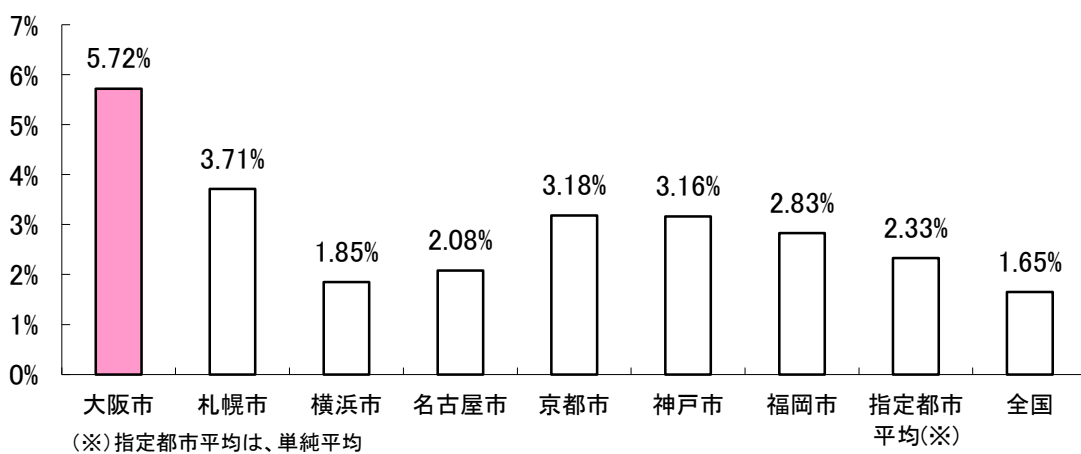
➤ 大阪市では、平成2年から生活保護受給者が増加の一途をたどっています。また、生活保護を受ける人の割合（保護率）は、平成24年3月で、全国では約1.7%であるのに対し、大阪市では約5.7%で17人に1人が生活保護を受給するなど、総じて大都市を中心に保護率が高くなっています。



大阪市の被保護世帯数・人員の推移

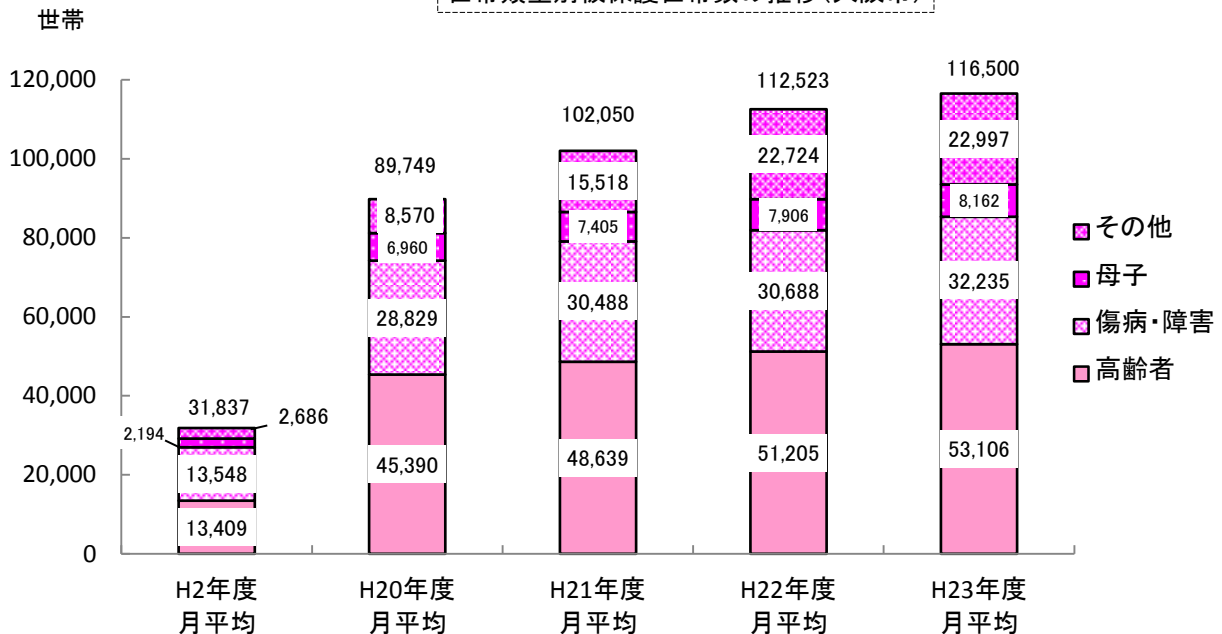
	H2	H7	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
世帯数	31,918	35,487	50,425	56,133	62,182	70,210	75,738	79,671	83,202	86,214	90,040	102,483	113,209	117,374
人員(人)	44,936	46,901	66,299	73,672	81,976	93,033	100,390	105,766	110,141	113,467	117,846	132,856	146,409	151,648

保護率の他都市比較(平成24年3月)



- 生活保護世帯の約半数が自立が困難と考えられる高齢者世帯であり、また、近年の景気後退により、多くの非正規雇用者が失業し生活保護に直結することなど、生活保護制度が創設から60年を経過し、制度疲労を起こしている状況です。
- したがって、雇用・労働施策や、年金制度をはじめとする社会保障制度全般のあり方を含めた生活保護制度の抜本的な改革が必要です。

世帯類型別被保護世帯数の推移(大阪市)



- 生活保護は、地方に裁量の余地がないことから、ナショナルミニマムとして国の責任において実施すべきものであり、その経費は全額国が負担すべきです。
- 現行制度では、地方負担に交付税措置がなされているが、交付税は標準的な財政需要を客観的に算定するものであり、地域の実態が十分に反映されないため、生活保護のような経費になじみません。

○生活保護財政負担のしくみ

扶助費	国庫負担 3/4	}
	地方負担 1/4	
人件費・事務費	地方負担 4/4	

地方負担分は、「地方交付税」で措置される制度。しかし実際に負担した全額が措置されるとは限りません！

○生活保護費(扶助費)の地方交付税措置不足額の状況(22年度本市試算)

大阪市 ▲178億円 (措置率: 75.2%)  
 (※)全指定都市の地方交付税措置不足額 ▲405億円

## ⑥他市町村と差を設けられた大阪府からの補助金

- 大阪府は、府下の市町村に補助金等を支出する場合に、指定都市である大阪市や堺市を対象から除くなど、他の市町村と差を設けており、これを「差等補助」と言います。
- 大阪市民も府内の他の住民と同じように府民税を負担しているにもかかわらず、教育などの基礎的な行政サービス分野において、指定都市という理由で差を設けるべきではありません。
- 住民の負担と行政サービスの関係等を踏まえて、府と市の役割に応じた財源負担とするため、差等補助については、大阪府としっかりと議論を行っていきます。

○平成24年度予算における差等補助                      4項目                      8億5,200万円

- ・中学校給食導入促進事業
- ・特別支援学級への看護師配置事業
- ・学校元気アップ地域本部事業
- ・子育て支援事業